令和5年6月

江戸川区創業促進助成事業

【募集要項】

江戸川区内で新たに創業しようとする方又は創業後間もない方に対し、事業活動に必要な経費の一部を助成します。

 　〇申請書受付期間

令和5年6月15日(木) ～ 令和5年7月14日(金)

※申請をご検討されている方は、事前にご連絡ください。

　 〇助成対象期間

令和5年10月1日(日) ～ 令和6年3月31日(日)

※助成金は6か月ごとの実績報告に基づき交付します。

※6か月ごとの助成金交付継続審査により、最大2年間（令和7年9月30日(火)

まで）助成します。

〇お問い合わせ先・受付

午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日は除く)

※申請書類の様式は、受付窓口で配付するほか、区公式ホ－ムペ－ジからダウン ロードすることができます。

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e032/shigotosangyo/jigyosha_oen/sangyo_jigyosya/sougyo_shien/josei.html>

【お問い合わせ先】

江戸川区役所本庁舎西棟1階2番窓口

産業経済部産業経済課ものづくり産業係

〒132－8501　江戸川区中央一丁目4番1号　 電話 03(5662)0525

受付時間　午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日は除く)

目 次

|  |  |
| --- | --- |
|  | 頁 |
| 　1　事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 　2　実施概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 　3　申請要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 　4　対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 　5 助成内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 　6　申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 7　審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 　8　選考結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 　9　助成対象者に決定された後の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 10　事業の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| 11 申請者事前チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| 12　Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |

1　事業概要

本事業は、江戸川区内（以下「区内」という。）で新たに創業しようとする者又は創業後間もない者に対し、事業活動に必要な経費の一部を助成することにより、区内における新規事業の創出を図り、もって区内産業を活性化することを目的とし実施します。

2　実施概要

1. 申請書受付期間

令和5年6月15日(木) ～ 令和5年7月14日(金)

【提出先】江戸川区役所本庁舎西棟1階2番窓口

産業経済部産業経済課ものづくり産業係

〒132－8501　江戸川区中央一丁目4番1号　 電話 03(5662)0525

受付時間　午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日は除く)

(2)事業スケジュ－ル(詳細は6頁、7頁の「事業の流れ」を参照)

① 交付申請書等の提出　 ：令和5年6月15日(木) ～ 　7月14日(金)

② 一次審査(書類審査) 　：令和5年7月下旬～8月上旬

③ 二次審査(面接審査)　 ：令和5年8月中旬～下旬

④ 助成対象者の決定　　 ：令和5年9月上旬

⑤ 業務状況報告　　　　 ：毎月、区へ業務状況報告

⑥ 助成金の交付　　　　 ：6か月ごとに、実績報告に基づき交付（令和5年度選定者の初回は令和6年3月に実績報告書提出後、令和6年3月～4月に交付予定。）

⑦ 助成金交付継続審査　 ：6か月ごとに、助成金交付継続申請に基づき、交付継続

可否を審査

3　助成対象者（申請要件）

1. 次に掲げる要件の全てを備える必要があります。

① 令和5年10月1日（以下基準日という）時点で創業後2年未満、または6か月以内に創

業する予定であること。※1

② 「基準日時点の2年前」から、「本助成対象として申請する【創業】の時点」まで

の間に、法人の代表または個人事業主として事業を営んでいた期間がないこと。

③ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること、または中小企業者として創業する予定であ

ること。

④ 区内に実質的に事業を行っている本社（個人事業者にあっては住所及び主たる事業所）を有すること、または有する予定であり、その後区内で引き続き事業を営む予定であること。※2

⑤ 前年度の法人住民税及び法人事業税（個人事業者にあっては住民税及び個人事業税）を滞納していないこと。

⑥ 許認可を要する業種である場合は、当該許認可を受けて事業を開始すること。

※1 法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業届の開業日をもって創業とみなす。

※2「実質的に事業を行っている」とは単に登記や建物があることだけではなく、客観的に見て、事業活動が行われていることを指し、ホームページ、事業実態、従業員の雇用状況等から総合的に判断する。

1. 次に該当する場合は対象外とします。

① 暴力団（江戸川区暴力団排除条例（平成24年条例第37号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である場合。

② 助成対象者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等（条例第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）である場合。

③ 大企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の者をいう。）が実質的に経営に参画し事業を営む場合。

④ チェーン店またはフランチャイズ店として事業を営む場合。

⑤ 申請者の３親等以内の個人事業主、または３親等以内の人物が代表を務める法人

からの事業の承継や譲渡である場合。

⑥ 申請後交付対象期間中に実質的に事業を行っている本社を区外に移転した場合。

⑦ 創業予定として申請したもので基準日より６か月以内に創業を行えない場合。

⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する事業を営む場合。

⑨ 江戸川区が運営する創業支援施設に入居した実績がある場合。

⑩ 国、東京都（公益財団法人東京都中小企業振興公社を含む。）、又は他の自治体（江戸川区を除く）における創業支援を主目的とした他の助成等を利用する場合。

⑪ その他区長が不適当と認める事業を営む場合。

4　助成対象経費

　　以下の表のとおり。ただし、金額が税抜き1,000円未満の経費は対象外とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内容 |
| 事務所等賃料 | 以下の要件を全て満たす、事務所等の賃料（敷金、礼金、保証金、更新料、共益費、消費税等を除く）1 助成対象者が事業のために継続して使用する事務所等であること。2 助成対象者自らが賃貸借契約を締結したもの又は当該契約を締結する予定のものであること。3 事務所等は、住居と兼用しないものであり、かつ本人又は3親等以内の親族が所有する不動産等を借り入れたものでないこと。 |
| その他の経費 | 事務所等の開設に伴う外装内装工事費、ホームページ作成費、事務所等の通信費、機材設置・賃借料等、その他区長が助成対象経費として適当であると認めるもの |

 　 ただし、国、他の自治体、江戸川区等における併用が認められる助成金を利用する場合、本助成金の対象経費である場合でも、本助成金以外にて既に助成を受けた又は申請している経費である場合は、該当経費をこの助成金の対象から除外すること。

5 助成内容

(1)助成対象期間

　　 令和5年10月1日(日) ～ 令和6年3月31日(日)

|  |  |
| --- | --- |
| 助成金の交付 | 6か月ごとに、実績報告に基づき交付します（令和6年3月に実績報告書提出後、令和6年3月～4月に助成金交付予定）。 |
| 助成金の交付継続 | 6か月ごとの助成金交付継続審査により、最大2年間（令和7年9月30日(火)まで）助成。 |

　　　※予算の執行状況及び議会の議決等により、事業を終了する場合があります。

(2)助成内容

　 ① 助成件数 10件程度（審査・選考により予算の範囲内で決定します。）

　 ② 助成率 1/2以内

　 ③ 助成限度額　6か月ごとに30万円まで

6 申請方法

(1)申請方法

電話連絡の上、以下(2)の申請書類を受付窓口まで持参してください。

申請書類の様式は、受付窓口で配付するほか、区公式ホ－ムペ－ジ（以下）からダウンロードすることができます。

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e032/shigotosangyo/jigyosha_oen/sangyo_jigyosya/sougyo_shien/josei.html>

※申請書類は、返却いたしませんので、ご了承ください。

【受付窓口】

　江戸川区役所本庁舎西棟1階2番窓口　産業経済部産業経済課ものづくり産業係

〒132－8501　江戸川区中央一丁目4番1号　 電話 03(5662)0525

受付時間　午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日は除く)

 (2)申請書類

① 交付申請書(第1号様式)

② 事業計画書(別紙1)

③ 事務所等の賃借に係る契約書の写し（すでに賃貸借契約を締結している場合に限る）

④ 決算報告書（既に決算を終えている場合のみ）

⑤ 法人の場合は前年度の法人住民税及び法人事業税納税証明書、個人事業者の場合　は、住民税納税証明書及び個人事業税納税証明書（事業開始前、決算日を迎えていない又は決算日から2か月を経過していない場合は代表個人の住民税納税証明書）

⑥ 法人の場合：履歴事項全部証明書の写し

個人事業者の場合：開業届の写し又は直近の確定申告書の写し（事業所の所在地がわかるもので、かつ税務署の受付印のあるもの。ただし、電子申告を利用した場合は、税務署の受付印に代えて、税務署から送信された受付結果(受信通知)を出力したもの。）

※交付申請時に法人等を設立していない場合は、設立後ただちに提出すること。

⑦ 江戸川区での事業継続同意書(別紙2)

⑧ 反社会的勢力の排除に関する表明保証書(別紙3)

⑨ その他区長が必要とする書類

(3)申請時における注意事項

　 ① 申請書は第三者にも理解できるよう、明瞭かつ具体的に記入してください。

　 ② 申請書には、シャチハタ等のスタンプ印はご使用できません。

　 ③ 申請書類は返却しません。また、いただいた書類はすべて審査資料となりますの

で、予めご了承ください。

7 審査

区が任命した審査員が、事業の「計画性、実現性」「新規性、創造性」「収支見通し」「熱意と行動力」など書類審査、面接審査により評価し、助成対象者を決定します。

8 選考結果の通知

　 　書類審査の結果は8月中旬頃、面接審査の結果は9月上旬頃に通知いたします。

　 　なお、審査結果に関する問い合わせについては、一切応じられません。

9 助成対象者に決定された後の注意事項

(1)助成対象となる経費

助成対象経費は、実績報告（以下(3)）時に、経費を支払ったことがわかる書類を確認し、助成対象経費に照らし合わせ、交付決定額内の範囲で確定します。

※必ずしも、交付決定時と同額にはなりませんのであらかじめご了承ください。

(2)業務状況報告

　　毎月、業務状況報告書を提出していただきます。

また必要に応じて、事務局による対象事業所の現場確認及び、区の派遣する起業家

アドバイザーとの面接を受けていただく場合があります。

　※書式は交付決定後お送りします。

(3)実績報告

　　 6か月ごとに、実績報告書を提出していただき、審査の上、助成金を交付します。

　 【実績報告時に必要な書類】

1. 実績報告書（第5号様式）
2. 事業報告書（別紙4）
3. 事務所等の賃借に係る契約書の写し
4. 助成対象経費を支払ったことが分かる書類（領収書もしくは通帳の写し等）
5. その他区長が必要とする書類

※書式は、交付決定後お送りします。

　 (4)助成金交付継続審査

6か月ごとに、助成金交付継続審査を実施します。この審査結果を踏まえ、助成金交付の対象外となる場合がありますのでご了承ください。

【助成金交付継続申請時に必要な書類】

1. 交付継続申請書(第9号様式)
2. 継続審査用事業計画書(別紙1)
3. 事務所等の賃借に係る契約書の写し
4. 法人の場合：前年度の法人住民税及び法人事業税納税証明書

個人事業者の場合：前年度の住民税及び個人事業税納税証明書

※いずれも納税時期が未到来の場合は、前年度の住民税納税証明書

1. 法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業者の場合は開業届の写し又は　直近の確定申告書の写し
2. その他区長が必要とする書類

※書式は、交付決定後お送りします。

(5)江戸川区での事業継続について

　　　　交付決定者は、江戸川区内で事業を継続するものとします。なお、実質的に事業を行っている本社を区外へ移転した場合は、その時点で助成金の交付を終了するものとし、助成金の返還を求める場合があります。

　 (6)その他

 ① 交付申請書の記載内容や事業計画に変更等がある場合は、事前の承認が必要です

ので、速やかにご連絡ください。

　　 ② 不正又は不当な手段により助成金の交付決定を受けた時など、助成金の全部又は

一部を返還していただく場合があります。

　　 ③ 助成事業に係る経理書類等は、事業終了後5年間保存してください。

　　　④ 交付決定者は、区が実施する経営相談、起業家アドバイザー派遣、その他交流会等を積極的に活用、参加してください。

10 事業の流れ

 募集・審査期間（令和5年6月15日～令和5年9月30日）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | 江戸川区 |
| 決定通知受理面接選考・審査8月中旬～下旬助成事業者の決定9月上旬書類選考・審査7月下旬～8月上旬書類審査結果通知8月中旬申請書提出募集期間6/15(木)～7/14(金)申請書受理 |  |

助成対象期間（令和5年10月1日～令和6年3月31日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請者 | 江戸川区 |
| 業務進捗報告（毎月） | 業務進捗報告書提出 | 業務進捗報告書受理 |
| 実績報告（６か月ごと） | ※令和6年3月を予定確定通知書受理交付確定通知助成金の請求区の所定様式で請求して下さい助成金振込 | ※令和6年3月～4月を予定実績報告書提出実績報告書受理・審査 |
| 助成金交付継続審査（６か月ごと） | ※初回は令和6年3月を予定交付継続可否通知書類審査助成金交付継続申請書提出可否通知書受理 | 助成金交付継続申請書受理 |

11 申請者事前チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| チェック項目 | 確認 |
| 項目 | 頁 | 内容 |
| 申請要件 | 1～2 | 基準日（令和5年10月1日）時点において、創業後２年未満もしくは６か月以内に創業する予定であるか |  |
| 1～2 | 3.助成対象者(申請要件)の(1)に掲げる要件をすべて満たしているか |  |
| 2 | 3.助成対象者(申請要件)の(2)に掲げる対象外となる者に該当しないか |  |
| 対象経費 | 2 | 事務所等賃料を対象経費とする場合、住居と兼用しないものであり、かつ本人又は3親等以内の親族が所有する不動産等にかかる借り入れではないか |  |
| 申請書類 | 3～4 | 申請書類がすべてそろっているか |  |
| 4 | 申請書類は第三者にも理解できるような明瞭で具体的な内容になっているか |  |
| 4 | 申請書に使用する印は正しいか (スタンプ印は不可) |  |
| 全般 | 　 | 募集要項をすべて確認したか |  |

12 Ｑ＆Ａ

　1 申請について

＜交付申請について＞

Ｑ1 　助成対象者は、何件を予定していますか。

Ａ1 　10件程度予定しております。ただし、審査・選考の結果、助成対象事業が10件に満たない場合もあります。

Ｑ2 　本助成の申請書の作成を外部に委託した場合、同経費は助成の対象となりますか。

Ａ2 　資料作成等に係る事務的経費は、助成対象経費とはなりません。

Ｑ3 　助成金の申請から審査、交付決定まではどのようなスケジュ－ルですか。

Ａ3 　本要項6頁「10 事業の流れ」をご参照ください。

Ｑ4 国や東京都等の創業に関する助成金と同時に申請してもいいですか。

Ａ4 　ご申請自体は可能です。しかし、本助成金に採択された場合は、その時点で他にご申請されている助成金があれば他の助成金を辞退していただくこととなります。場合によっては、他の助成金の辞退がされていることを示す資料のご提出をお願いする場合があります。

　　　なお、上記は江戸川区として定めた取り扱いです。他の助成金を運用する自治体等側が同時申請を許可しているかについてはわかりかねますので、当該自治体にお尋ねください。

＜助成対象者・助成対象経費について＞

Ｑ5 個人事業主ですが、法人成りをする予定です。法人設立日を創業扱いで申請できますか。

Ａ5 　申請できません。「基準日時点の2年前」から、「本助成対象として申請する【創業】の時点」までの間に、法人の代表または個人事業主として事業を営んでいた期間がないことが申請要件です。

ただし、法人成りする前の個人事業主としての開業日も、基準日から2年以内ならば申請可能です。

Ｑ6 　事務所等を住居と兼用する場合、助成対象者として認められますか。

Ａ6 　認められます。ただし、賃料を対象経費とすることはできず、その他の経費（ホームページ作成費、機材設置・賃借料等）を対象経費とすることができます。

　　　また、住居兼用の場合、光熱水費、事務所の外壁工事費等事務所に付随して発生する経費は対象経費とすることはできません。

Ｑ7 　創業前の個人の期間に支払った経費は助成対象になりますか。

Ａ7 　創業する事業に関連するものであれば認められる場合があります。

　　　ただし、助成対象期間内に支払った経費に限ります。

Ｑ8　 いつの時点で発生した費用が助成対象になりますか。

Ａ8 　令和5年10月1日から、令和6年3月の実績報告書提出日までに発生する費用が助成対象になります。なお、6か月ごとの助成金交付継続審査により、最大、令和7年9月30日まで助成します。

Ｑ9 　飲食店、小売店、美容院等、店舗を設け顧客へのサービスを行う業種・業態の事業を営む場合は、助成対象者として認められますか。

Ａ9 　革新的な新サービスを行うなど特色のある事業であれば、店舗であっても対象になります（審査において、事業の新規性などを判断します）。

Ｑ10　本社を区外に移転した場合、助成金は交付されますか。

Ａ10　助成対象期間内に移転した場合、助成金交付の対象外となります。また、すでに助成金を交付している場合は、返還を求める場合があります。

Ｑ11　事業に関する経費はどのような経費でも対象ですか。

Ａ11　交際費等一般的に公私の区別が難しいと判断できる経費は対象外とします。（例：接客用の飲食費、手土産代）。判断は区で行います。

なお、金額が税抜き1,000円未満の経費は対象外とします。グラム単位で発注するような経費は一回の発注額により判断します。同一の経費について1,000円未満の複数回の発注額が積み重なり1,000円以上となる場合でも対象としては扱いません。

Ｑ12　人件費は助成対象経費として認められますか。

Ａ12　申請者が法人である場合に限り、役員報酬や申請者自身の給与等以外であれば認められる場合があります。ただし、社会保険料相当分等は対象外となり、基本的には従業員への実支給額を対象額とみなします。実績報告時に一部情報を伏せた状態で給与明細の写し等の資料をご提供いただく場合があります。

＜実績報告について＞

Ｑ13　経費を支払ったことが分かる書類に対象経費とは関係のないものが含まれている場合、どうしたらよいですか。

Ａ13　通常の業務分と一緒に支払った場合は、その領収書分の全ての内訳のコピ－を添付し

ていただき、助成対象分にしるしを付ける等の対応をお願いします。可能な限り、助成対象分は通常のものと分けてお支払いただくようお願いします。

なお、金額が税抜き1,000円以上であるかどうかは、領収書内の個別の経費部分にて判断します。一つの領収書内に様々な経費項目が含まれ、合計が1,000円以上となっている場合でも、構成する項目が税抜き1,000円未満の場合は対象外となります。

Ｑ14 　購入するものが高額のため分割支払いとしました。助成対象となりますか。

Ａ14 　一つの対象期間内で支払いが完了していれば対象とできます。本助成金は半年ごとの継続審査にて継続を認められ続ければ最大2年間利用可能ですが、分割の「支払い始め」と「支払い終わり」が同一の半年の区切りに含まれている必要があり、半年毎の区切りを跨いで支払っている場合は、分割払いしている経費の全額を対象として扱えなくなります。

Ｑ15　経費を支払ったことが分かる書類として、銀行振込明細を提出することは可能ですか。

Ａ15　銀行振込明細でも、振込金額、振込先、振込先の口座番号、振込日等が確認でき、客

観的に見て対象経費が確実に支払われたことがわかるものであれば、銀行振込明細をご提出いただくことは可能です。なお、複数の経費項目を一度に支払いしている場合は内訳のわかる資料をご提出いただきます。

Ｑ16　クレジットカードを利用して購入した経費でも対象になりますか。

Ａ16　クレジットカード払いでも構いませんが、引落しが対象期間内に行われている必要が

あります。実績報告の際は、引落通帳の写し及びクレジットカードの利用明細をご提出いただきます。なお、複数の経費項目を一度にお支払いしている場合は内訳のわかる資料をご提出いただきます。

Ｑ17 リボ払いを利用して購入した経費でも対象になりますか。

Ａ17 リボ払いの場合、経費が全額支払われた時点を特定しにくいため、対象経費とすることが出来ない場合があります。本助成金にて申請予定の経費は、リボ払い以外にてお支払いいただきますようお願いいたします。なお、複数の経費項目を一度にお支払いしている場合は内訳のわかる資料をご提出いただきます。

Ｑ18　インタ－ネットバンクを利用した場合、提出書類はどうすれば良いですか。

Ａ18　振込金額、振込先、振込先の口座番号、振込日等が確認でき、客観的に見て、対象経

費が確実に支払われたことがわかるような、振込明細等の画面をプリントアウトしたもの等を提出ください。なお、複数の経費項目を一度に支払いしている場合は内訳のわかる資料をご提出いただきます。

Ｑ19　支払いの相手先が月末締めで翌月払いのため、3月分の支払が実績報告に間に合いません。対象経費として計上はできませんか。

Ａ19　経費を支払ったことが分かる書類の提出がなければ対象経費として認められません。

 　対象経費として計上したい場合は、該当部分のみ別途支払う等で対象期間内に支払いを済ませてください。

＜助成金の交付について＞

Ｑ20　助成金はいつ交付されますか。

Ａ20　令和6年3月に実績報告を提出いただき、審査の上、令和6年3月末～4月に交付します。詳細は、本要項7頁「助成対象期間」の事業の流れをご参照ください。

Ｑ21　助成金はいつまで交付されますか。

Ａ21　助成対象期間は令和5年10月1日～令和6年3月31日までです。ただし、6か月ごとの助成金交付継続審査により、最大2年間（令和7年9月30日まで）助成します（予算の執行状況及び議会の議決等により、事業を終了する場合があります）。

Ｑ22　基準日（令和5年10月1日）より6か月以内に起業しなかった場合、助成金は交付されますか。

Ａ22　原則として、助成金は交付されません。

　　　なお、交付を受けるためには、単に法人を設立等するのみでなく、助成対象期間中に実際に事業活動が行われている必要があります。